

## 農作物共済の概要

### 【農作物共済】

#### 1 共済目的

水稲、陸稲、麦

#### 2 共済事故

風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害

#### 3 加入資格

水稲、陸稲及び麦の耕作面積の合計が、組合等が定める面積（10 a を下らず40 a を超えない（北海道は30 a を下らず1 ha を超えない）範囲で定める。）以上であり、かつ、組合等の区域内に住所を有すること

### 4 引受方式

全相殺方式	農業者ごとに、収穫量の合計が支払開始損害割合（1割、2割又は3割）を超えて減少した場合に、共済金を支払い（農業者の選択で、一筆半損特約を付加することが可）
半相殺方式	農業者ごとに、被害耕地の減収量の合計が支払開始損害割合（2割、3割又は4割）を超えた場合に、共済金を支払い（農業者の選択で、一筆半損特約を付加することが可）
地域インデックス方式	農業者ごとに、統計単位地域ごとの統計データによる収穫量が支払開始損害割合（1割、2割又は3割）を超えて減少した場合に、共済金を支払い（農業者の選択で、一筆半損特約を付加することが可）
災害収入共済方式 （陸稲を除く）	農業者ごとに、減収又は品質の低下があり、生産金額が補償割合（9割、8割又は7割）を下回った場合に、共済金を支払い（農業者の選択で、一筆半損特約を付加することが可）
一筆方式 （令和3年産まで）	耕地ごとに、収穫量が支払開始損害割合（3割、4割又は5割）を超えて減少した場合に、共済金を支払い

※1. 支払開始損害割合及び補償割合は、農業者が選択。

2. 一筆半損特約とは、収穫量が50%以上減少した耕地がある場合に、50%減収と評価して共済金を支払う仕組み。

## 5 共済責任期間

### ① 水稻

本田移植期（直播の場合は発芽期）から収穫期まで

### ② 陸稲・麦

発芽期（移植の場合は移植期）から収穫期まで

## 6 共済金額

共済金額とは、共済事故による損害が発生したときに、組合等が支払う共済金の最高限度額であり、引受方式ごとに次式で設定

### ① 全相殺方式

農業者ごと 基準収穫量の9割×単位(kg)当たり共済金額  
(8割・7割)

$$\left[ \begin{array}{l} \text{支払開始損害割合1割を選択} \rightarrow \text{基準収穫量の9割} \\ \text{(2割・3割)} \qquad \qquad \qquad \text{(8割・7割)} \end{array} \right]$$

### ② 半相殺方式

農業者ごと 基準収穫量の8割×単位(kg)当たり共済金額  
(7割・6割)

$$\left[ \begin{array}{l} \text{支払開始損害割合2割を選択} \rightarrow \text{基準収穫量の8割} \\ \text{(3割・4割)} \qquad \qquad \qquad \text{(7割・6割)} \end{array} \right]$$

### ③ 地域インデックス方式

農業者ごと 基準収穫量の9割×単位(kg)当たり共済金額  
(8割・7割)

$$\left[ \begin{array}{l} \text{支払開始損害割合1割を選択} \rightarrow \text{基準収穫量の9割} \\ \text{(2割・3割)} \qquad \qquad \qquad \text{(8割・7割)} \end{array} \right]$$

### ④ 災害収入共済方式

基準生産金額に4割を乗じて得た金額から、基準生産金額に補償割合9割（8割・7割）を乗じて得た金額（最高補償額）の範囲内で、農業者が申し出た金額

$$\text{基準生産金額} \times 4 \text{割} \leq \boxed{\text{共済金額}} \leq \text{基準生産金額} \times 9 \text{割} \\ \text{(8割・7割)}$$

### ⑤ 一筆方式

耕地ごと 基準収穫量の7割×単位(kg)当たり共済金額  
(6割・5割)

$$\left[ \begin{array}{l} \text{支払開始損害割合3割を選択} \rightarrow \text{基準収穫量の7割} \\ \text{(4割・5割)} \qquad \qquad \qquad \text{(6割・5割)} \end{array} \right]$$

- ※1. 基準収穫量とは、組合等が農業者又は耕地ごとに設定する平年収穫量。
- 2. 単位当たり共済金額は、農林水産大臣が定める金額のうちから農業者が選択。
- 3. 基準生産金額とは、組合等が農業者ごとに設定する平年的な生産金額。

## 7 共済掛金

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

- ※1. 共済掛金には、水稻及び陸稲については50%、麦については掛金率のうち3%までの部分は50%、3%を超える部分は55%の国庫負担がある。
- 2. 共済掛金率については、農林水産大臣が定める共済掛金標準率を基礎として、組合等が危険段階別共済掛金率を設定する。農業者には被害の発生状況に応じた危険段階区分の掛金率が適用される。

## 8 共済金

### ① 全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び一筆方式

次式で算定される共済金を支払い

共済金 = 共済減収量 × キログラム当たり共済金額

※ 共済減収量 = 減収量 - 基準収穫量 × 支払開始損害割合

支払開始損害割合が1割の場合



※ 地域インデックス方式では、統計単収から減収量を算定

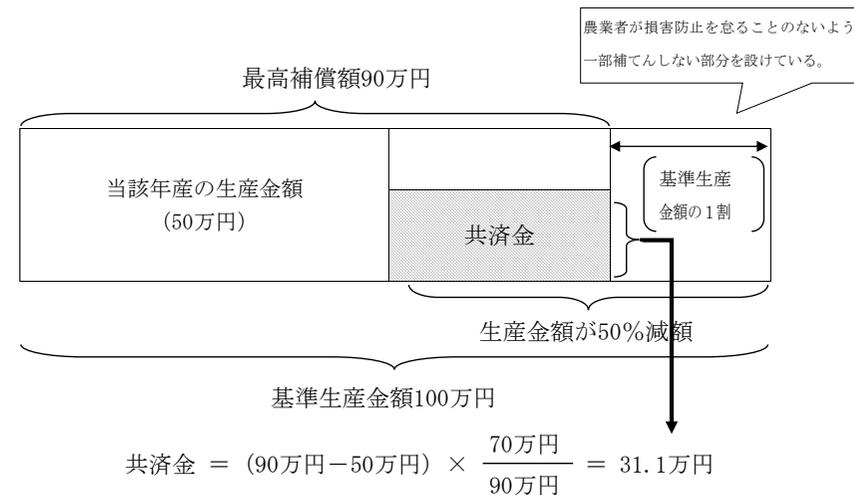
### ② 災害収入共済方式

次式で算定される共済金を支払い

$$\text{共済金} = (\text{最高補償額} - \text{生産金額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{最高補償額}}$$

補償割合が9割の場合

- ・ 最高補償額90万円 (基準生産金額100万円 × 補償割合0.9)
  - ・ 共済金額70万円 (農業者が選択)
  - ・ 生産金額が50%減額
- の場合



## 9 事業実績（令和元年産）

（単位：戸、円、ha）

	引受戸数	共済掛金 (農家負担額)	引受面積	1戸当たり	共済掛金 (農家負担額)
		1戸当たり			10a当たり
農作物共済合計	987,619	7,394	1,412,536	1.4	517
水稲	955,827	3,124	1,177,845	1.2	254
陸稲	30	3,996	13	0.4	948
麦	31,762	135,874	234,678	7.4	1,839

（単位：戸、円、ha）

	被害戸数	共済金	被害面積	1戸当たり	共済金
		1戸当たり			10a当たり
農作物共済合計	64,515	183,183	76,442	1.2	15,460
水稲	58,940	171,152	52,672	0.9	19,152
陸稲	7	64,468	3	0.4	16,561
麦	5,568	310,679	23,768	4.3	7,278

（単位：百万円）

	総共済金額	共済掛金		共済金	
		農家負担額	再保険金		
農作物共済合計	940,767	15,138	7,302	11,818	4,299
水稲	817,549	5,972	2,986	10,088	—
陸稲	3	0.2	0.1	0.5	—
麦	123,215	9,166	4,316	1,730	—

※ 共済金は令和2年10月現在の値である。

## 園芸施設共済の概要

### 1 共済目的

#### ① 特定園芸施設

温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設

#### ② 附帯施設

暖房施設、かん水施設等

#### ③ 施設内農作物

特定園芸施設を用いて栽培される農作物

※ 附帯施設及び施設内農作物は、農業者の選択により特定園芸施設と併せて加入。

### 2 共済事故

風水害、ひょう害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

※ 設置面積や施設園芸の経験年数等についての基準を満たす農業者は、施設内農作物について病虫害を共済事故としないことができる。その場合、共済掛金が割り引かれる。

### 3 加入資格

設置面積（ガラス室は2倍換算）の合計が、組合等が定める面積（5 a を超えない範囲内で定める。）以上の特定園芸施設を所有又は管理し、かつ、組合等の区域内に住所を有すること

### 4 共済責任期間

原則として、組合等が共済掛金の支払を受けた日の翌日から1年間

※ 特定園芸施設を被覆していない期間についても加入。

### 5 共済金額

共済金額とは、共済事故による損害が発生したときに、組合等が支払う共済金の最高限度額であり、次により設定

共済価額の4割から8割の範囲内で、農業者が申し出た金額。ただし、農業者が付保割合追加特約（以下、追加特約という。）を付加した場合は、共済価額に追加特約の選択割合を乗じて得た金額を加えた金額とする。

$$\text{共済価額} \times 4 \text{割} \leq \boxed{\text{共済金額}} \leq \text{共済価額} \times 8 \text{割}$$

（追加特約を付加した場合は、  
共済価額×選択割合（1～2割）の金額を加える。）

※ 共済価額とは、特定園芸施設等の資産価値又は撤去・復旧に要する費用であり、「園芸施設共済評価要領」に基づき組合等が設定。

### 6 共済掛金

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

- ※1. 共済掛金には、50%の国庫負担がある（農業者ごと共済金額1億6千万円が限度）。なお、園芸施設復旧費用額に係る共済掛金は、全て農業者負担。
2. 共済掛金率については、農林水産大臣が定める共済掛金標準率を基礎として、組合等が危険段階別共済掛金率を設定する。農業者には被害の発生状況に応じた危険段階区分の掛金率が適用される。

## 7 共済金

損害額が、農業者が選択した金額（①1万円、②3万円又は共済価額の5%、③10万円、④20万円、⑤50万円、⑥100万円）を超えた場合に、次式で算定される共済金を支払い

$$\text{共済金} = \text{損害額} \times \text{付保割合}$$

ここで、

$$\text{損害額} = (A + B + C + D) - E$$

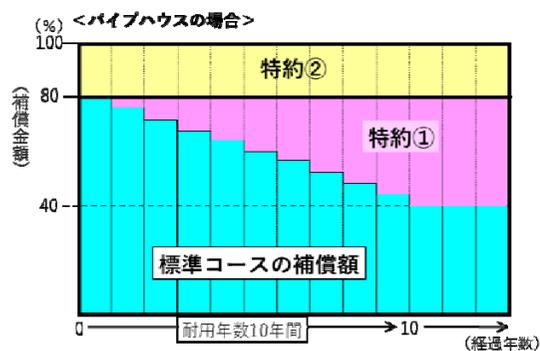
- A：特定園芸施設、附帯施設の被害額の合計
- B：施設内農作物の被害額
- C：特定園芸施設撤去費用額（農業者が選択した場合）
- D：園芸施設復旧費用額（農業者が選択した場合）
- E：残存物価額、賠償金等

- ※1. 特定園芸施設撤去費用額とは、共済事故の発生に伴い特定園芸施設を撤去するのに要する費用
- 2. 園芸施設復旧費用額とは、共済事故の発生により損害があった特定園芸施設（被覆材を除く。）及び附帯施設の修復、再建に要する費用の一部。
- 3. 特定園芸施設撤去費用額は、撤去に要した費用が100万円を超えた場合又は特定園芸施設本体の損害割合が50%（ガラス室は35%）を超えた場合に加算。

ただし、付保割合追加特約を付加している場合は、

損害額（B：施設内農作物を除く）×選択割合（1～2割）を加算する。

### <補償額の上乗せ特約>



## 8 施設区分

施設区分	区分の標準	
ガラス室 I類 (木造)	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が木により造られている施設	
ガラス室 II類 (鉄骨)	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設	
プラスチックハウス I類 (木竹)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が木又は竹により造られている施設	
プラスチックハウス II類 (パイプ)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分がパイプにより造られている施設	
プラスチックハウス III類 (鉄骨下)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又は鋼材及びパイプにより造られている施設のうち、プラスチックハウスIV類甲及びプラスチックハウスIV類乙以外のもの	
プラスチックハウス IV類甲 (鉄骨中・軟)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が断面係数1.31cm <sup>2</sup> メートル以上の鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスIV類乙及びプラスチックハウスV類以外のもの	
プラスチックハウス IV類乙 (鉄骨中・硬)	主としてプラスチックフィルム（耐風速50m/s（ただし、過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。）以上又は耐雪荷重50kg/m <sup>2</sup> 以上の強度を有する施設以外の施設にあっては、硬質フィルムに限る。）が被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分の断面係数1.31cm <sup>2</sup> 以上の鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスV類以外のもの	
プラスチックハウス V類 (鉄骨上)	次のいずれかに該当する施設 (1) 屋根及び外壁の主要部分が合成樹脂板により造られている施設 (2) 屋根及び外壁の主要部分がプラスチックフィルム（ビス止めされた硬質フィルムに限る。）により造られている施設のうち、耐風速50m/s（ただし、過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。）以上又は耐雪荷重50kg/m <sup>2</sup> 以上の強度を有するもの	
プラスチックハウス VI類 (雨よけ等)	次のいずれかに該当する施設 (1) 主として屋根面のみがプラスチックフィルムにより被覆されている施設 (2) その全体又は主として屋根面のみが通気性を有する被覆材（寒冷紗、ネット等）により被覆されている施設のうちプラスチックハウスVII類以外のもの	
プラスチックハウス VII類 (多目的ネットウ)	その全体が通気性を有する被覆材により被覆され、かつ、骨格の主要部分（隅柱、周囲柱及び中つり柱）が鋼材、アルミ材又はコンクリートにより造られており、鋼線により接続されている施設	

9 事業実績（令和元年度）

（単位：戸、棟、円）

	加入戸数	共済掛金		加入棟数	共済掛金	
		（農業者負担額）			（農業者負担額）	
		1戸当たり			1棟当たり	
園芸施設共済合計	176,697	16,255		583,982	3.3	
ガラス室	I類（木造）	61	3,010	145	2.4	
	II類（鉄骨）	3,930	13,231	9,665	2.5	
プラスチックハウス	I類（木竹）	623	18,110	942	1.5	
	II類（パイプ）	119,270	12,908	450,040	3.8	
	III類（鉄骨下）	23,167	29,255	41,413	1.8	
	IV類甲（鉄骨中・軟）	14,167	22,476	23,749	1.7	
	IV類乙（鉄骨中・硬）	5,911	19,752	9,380	1.6	
	V類（鉄骨上）	3,097	13,764	4,961	1.6	
	VI類（雨よけ等）	5,608	18,684	41,605	7.4	
VII類（多目的わらわす）	863	10,198	2,082	2.4		

（単位：戸、棟、円）

	被害戸数	共済金		被害棟数	共済金	
		1戸当たり			1棟当たり	
		1戸当たり			1棟当たり	
園芸施設共済合計	20,416	333,654		45,551	2.2	
ガラス室	I類（木造）	4	44,979	5	1.3	
	II類（鉄骨）	496	1,098,830	758	1.5	
プラスチックハウス	I類（木竹）	93	209,259	114	1.2	
	II類（パイプ）	12,875	300,478	34,178	2.7	
	III類（鉄骨下）	3,494	350,659	4,929	1.4	
	IV類甲（鉄骨中・軟）	1,933	355,390	2,763	1.4	
	IV類乙（鉄骨中・硬）	483	456,405	604	1.3	
	V類（鉄骨上）	298	295,675	387	1.3	
	VI類（雨よけ等）	538	184,319	1,509	2.8	
VII類（多目的わらわす）	202	290,531	304	1.5		

（単位：千円）

		総共済金額	共済掛金		共済金	
			農業者負担額	再保険金		
				再保険金		
園芸施設共済合計		621,832,236	5,637,273	2,872,173	6,811,888	2,635,844
ガラス室	I類（木造）	187,708	362	184	180	-
	II類（鉄骨）	61,070,497	99,898	51,998	545,020	178,330
プラスチックハウス	I類（木竹）	2,762,500	22,114	11,283	19,461	954
	II類（パイプ）	186,179,533	3,042,309	1,539,577	3,868,650	1,001,373
	III類（鉄骨下）	162,378,849	1,324,977	677,753	1,225,202	161,956
	IV類甲（鉄骨中・軟）	99,974,354	623,318	318,421	686,970	89,302
	IV類乙（鉄骨中・硬）	66,535,156	217,133	116,752	220,444	23,360
	V類（鉄骨上）	26,444,724	81,251	42,626	88,111	665
	VI類（雨よけ等）	14,212,934	208,406	104,781	99,164	15,730
VII類（多目的わらわす）	2,085,981	17,505	8,801	58,687	9,830	

※ 共済金は速報値（令和2年8月現在）である。